

Title	戦後日本における障害児保育の展開 : 1950年代から1970年代を中心に
Author(s)	末次, 有加
Citation	大阪大学教育学年報. 2011, 16, p. 173-180
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/7501
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

〈研究ノート〉

戦後日本における障害児保育の展開 —1950年代から1970年代を中心に—

末次有加

【要約】

1950年代から1960年代中ごろまで、障害幼児に対する保育の場は、いずれも不十分な状況にあった。なかでも、特殊教育諸学校幼稚部は、1950年代、1960年代を通じて設置が進まなかった。この状況を受け、1960年代始め頃から療育施設での幼児に対する療育が徐々に実施される。そして1960年代後半には、各地で障害児を持つ母親らによって自主保育が開始され、また、ほぼ同時期に、ごく一部地域における一般の幼稚園・保育所でも障害児保育が実施されるようになる。

1970年代において、特殊教育諸学校幼稚部の設置は、依然として十分に進まなかった。一方、療育施設や一般の幼稚園・保育所では障害児保育に対する制度的な保障が受けられるようになり、障害幼児のための保育の場が確保されることとなった。1950年代や1960年代に障害幼児の保育の場が十分でなかったことを踏まえると、この出来事は大きな前進であるといえる。しかし実際には、重度の障害児は療育施設へ、軽度の障害児は一般の幼稚園や保育所へという障害の程度による水路付けが行われていた。

1. 問題設定

近年、保育所や幼稚園で、障害児への支援のあり方について、様々な議論が行なわれるようになってきた。たとえば、発達障害への関心の高まりから、早期診断・早期発見の必要性が訴えられ、その対応を保育所や幼稚園が担うようになってきている。

ただし、歴史的に見れば、障害児保育は1970年代に制度化されたが、その実践は、1950年代からみることが出来る（大泉1976、石毛1979、柴崎1997、2004、鯨岡2009）。したがって、障害児保育の実践は半世紀以上の歴史があり、今日の障害児保育観に少なからず影響を与えていると思われる。

そこで本研究では、いくつかの歴史的研究に依拠しながら、特に障害児保育の制度化以前、すなわち1950年代から1970年代における障害児保育の成立と展開について整理する。この作業を通じて、当時の障害児保育がいかなる保育観において実践されていたかを明らかにする。

2. 戦後日本における障害幼児への関心の高まり

戦後日本における障害児保育は、1947年の学校教育法の制定を契機としている。特に、高度経済成長期を中心に展開する人的能力の育成政策は子どもの教育、特に早期教育の重要性を大きく向上させることになる。こうした社会・経済的状况を背景に子どもの発達と教育にかんする理論的研究が豊富に積み重ねられていく。一方、戦後の混乱する社会状況ともあいまって、子どもの健康や発達の状態を検査・診断することへの関心が次第に高まり、子どもの発達診断検査法についての開発や研究も積極的に進められるようになる。

たとえば、1959年に牛島義友の『乳幼児精神発達法』が、1961年に津守真らの『乳幼児精神発達診断法』が出版されている。また、戦後の一連の母子保健制度が確立されると共に、1958年に学校教育法の制定により就学時健康診断が制度化され、1961年には三歳児健康診査と新生児訪問指導が全国的に実施されるようになる（柴崎2004、p.81）。そして1965年には、母子保健法の制定により、乳幼児健康診断と三歳児健康診断が法的に義務付けられる。こうして、次第に障害のある子どもに対する具体的な保育や療育の場が求められていく。その主な機関としては、特殊教育諸学校幼稚部、療育施設、一般の幼稚園・保育所の三つがある。それぞれ公的に位置づけられているものもあれば、私的な位置づけのものもある。戦後以降、障害幼児に対する保育の場が必要とされてきた。1950年代以降、この三つの機関は、どのような状況にあったのだろうか。

3. 1960年代における障害児保育の展開

3-1. 特殊教育諸学校幼稚部

戦後から1960年代において、特殊教育諸学校幼稚部における幼児教育の実践は、どのように行なわれていたのだろうか。1947年に学校教育法によって特殊教育諸学校（盲学校・聾学校・養護学校）に幼稚部を設置することができるようになった。まず、盲学校と聾学校の幼稚部についてである。文部省『特殊教育百年史』（1978）によれば、聾学校の幼稚部は、戦前にすでに設置されていたが、盲学校で幼稚部が設置されるのは、1947年に学校教育法が公布されてからであった。盲学校よりも早い時期に聾学校で幼稚部が設置される背景には、筆談法から口話法への教育方法の転換が大きく影響している。つまり、口話法においては、早期からの発音指導の重要性が戦前にすでに認識されており、そうした指導を幼児期から系統的に行なうための機関として聾学校には早くから幼稚部が設置されていたのである（柴崎2004、p.79）。

また、養護学校も、盲学校と同様に戦後になってから幼稚部が設置されていった。その中で、いわゆる「知的発達遅滞」児のための養護学校幼稚部は、1955年6月に開設された私立愛育養護学校幼稚部が最初である。それ以降、1963年に東京教育大学附属大塚養護学校に幼稚部が設置されるが、「知的発達遅滞」児のための養護学校幼稚部はほとんど設置が進まなかった。

一方、肢体不自由児のための養護学校は、1932年の東京市立光明学校が最初であるが、この学校は学齢期の児童を対象に学校教育と医学的治療を行なうことを目的としていた。しかし、1950年代において、肢体不自由児のための養護学校の設置は進まなかった。肢体不自由児のための養護学校幼稚部が置かれていくのは、1960年代後半以降のことであった。

このように1950年代から1960年代において、盲学校・聾学校・養護学校ともに設置が試みられるものの、全国的に見れば、幼稚部は、十分に設置がなされていなかった⁽¹⁾。そのため、当時の障害児やその親にとつて、特殊教育諸学校への通学は非常に困難な状況にあったと考えられる。

戦後、学校教育法において学齢期の健常児は、就学が義務付けられた。しかし、堀（1997、p.292）によれば、軽度の障害児は、特殊学級か、特殊教育諸学校に通う一方で、それ以外の「重度の肢体不自由児、病弱児は就学猶予・免除の対象となり、家庭に放置されるか、もしくは新たに児童福祉法に定められた精神薄弱児施設・療育施設（虚弱児、肢体不自由児施設、盲ろうあ児施設）に収容され、『療育』を受けるという状態に置かれていた」。同様に、就学前の障害児も、特殊教育諸学校幼稚部に通学するか、そうでなければ（障害の程度や通学の困難さなどによって幼稚部への通学が困難な場合、あるいは、後で見ていくように、一般の幼稚園や保育所への入所が困難な場合）、障害幼児は、在宅か、療育施設等の障害児を対象とした専門機関に措置されるかという状況にあった。

3-2. 療育施設

特殊教育諸学校幼稚部は全国的に十分に展開されているわけではなく、通学できない子どもたちを受け入れた施設の一つに、療育施設があった。療育施設には、居住制と通園制の二種類がある。まず、居住制施設の代表例として、戦後間もない時期から重度心身障害児に対する療育を先駆的に行なっていた近江学園⁽²⁾がある。この学園では、すべての子どもは、発達可能性を持つ存在であるとする観点から、あらゆる発達の段階を豊かに充実させていくことを目的とする実践がなされていた（糸賀1965、p.305）。後節でも言及しているように、上記の観点を重視する近江学園の実践は、その後、日本の障害児保育・教育の一つの代表的な思想である「発達保障」という思想を形成するに至る（堀1997、p.293、鯨岡2009、pp.25-26）。

また、居住制施設における肢体不自由の幼児に対する療育実践が各地で開始されるのは、1950年代以降のことである。その始まりには、1940年代前後に整形外科医の高木憲次らによって、肢体不自由児に対する専門的な治療施設の必要性が訴えられはじめたことがきっかけであるとされている。そして1950年代において、居住制の療育施設が少しずつ設置されるとともに、施設における療育実践が開始されていった⁽³⁾。

他方、通園制施設には、精神薄弱児通園施設・肢体不自由児通園施設・難聴障害児通園施設の三種類がある。1950年代から1960年代を通して、養護学校の幼稚部の設置が不十分であったことなどの理由で、医療関係者や障害児をもつ親などから、地域で「発達遅滞」幼児を受け入れる通園制の施設が求められていた（柴崎1997、p.675）。その中でも、1952年に精神薄弱児育成会（手をつなぐ親の会）から結成された全国精神薄弱者育成会は、「知的発達遅滞」の幼児の保育問題や学齢児童の未就学の問題に対する解決策として、厚生省に通園施設の設置を要求する働きかけを行った。その結果、1957年4月に児童福祉法が一部改正され、新たに精神薄弱児通園施設が規定されることになった。それ以降、通園施設が全国に設置されるようになる。

時を同じくして、肢体不自由児通園施設における療育は、1963年に開始される。その際、既存の肢体不自由児施設がそのまま利用され、肢体不自由児通園施設が併設される。1969年頃からは、療育的指導の必要性が訴えられるようになり、診療所を併設させて、肢体不自由児通園施設を独立させるという試みもなされた。そして1970年において、全国に15ヶ所ほどの肢体不自由児通園施設の設置が確認されている（柴崎2004、p.82）。

また、こうした通園施設の必要性が知られるようになり、1960年代以降、通園施設の設置を進める地方自治体が現れる。たとえば、1968年に、神戸市は3～5歳の障害幼児だけを対象にした通園施設を設立し、1970年には、京都や大阪をはじめ、東京、神奈川、千葉、新潟などでも次々と通園制の障害幼児のための療育施設が開設されている（柴崎2004、p.82-83）。

このように1950年代から1960年代において、少しずつ通園制療育施設が設置されていった。しかし、実際には、いずれの通園施設においても、障害幼児の保育の問題が解決されたわけではなかった。通園施設における療育実践において、その主な対象が就学を猶予・免除された学齢期の障害児とされ、幼児の場合は、その対象とならなかったからである。こうした状況から、1960年代後半以降、各地で、障害幼児をもつ親たちは、母子グループを結成し自主保育を始めたたり、専門機関による療育指導の場を開設したりするなどの活動を積極的に行なっていく⁽⁴⁾。このような諸活動に取り組んでいた各地のいわゆる「親の会」グループは、1970年に東京で集結し、「障害をもつ子どものグループ連絡会」を結成するに至り、これを機に、親同士の連携が図られるようになったという（柴崎1997、p.675、柴崎2004、p.82-83）。

このような各地の様々な取り組みは、1970年代の障害幼児のための療育施設の制度的保障を実現する上での大きな推進力となる。

3-3. 幼稚園・保育所

1960年代に入ると、人的能力の育成を推進するために、早期教育の重要性を示した能力主義的な教育政策の振興が図られ、幼稚園や保育所の設置が急速に進んだ。一方、障害児の幼稚園や保育所への入所は、次第に困難となっていった（大泉1976、pp.78-79、石毛1979、pp.163-164）。そして障害児やその親は、3-2で見えてきたように障害児のための療育施設へと方向付けられていくこととなる。他方、一部の幼稚園や保育所において、障害児の受け入れを行っていたところもあったようである。

例えば、1962年に北九州市に発達遅滞幼児のみを受け入れる幼稚園や、東京の杉並教会幼稚園で障害児を受け入れていたという実践報告が1966年になされている。1968年には、高槻市教育研究所内に就学前の障害幼児のための「うの花学級」が開設され、1973年に高槻市立うの花養護幼稚園となった。また、札幌市立すずらん幼稚園に発達遅滞幼児が12名在籍していた（柴崎1997、p.677）。

また、保育所では、特に滋賀や大阪、京都などの関西地域において、1960年中頃から、一般の保育所で障害児の受け入れを行なう保育実践が展開される。特に、全国的に影響を与えた滋賀県大津市の近江学園では、幼児の健康診断における先駆的な取り組みが行なわれた。そして1947年には大津市の保健所で、乳幼児一斉健診が実施され、1958年には大津市衛生課や大学、保健所、医師会、助産婦会などが一歳児健診に取り組んだ。こうして近江学園の影響によって、大津市では、自治体ぐるみで幼児への健康診断や障害の発見、障害児保育の体制作りが、全国に先駆けて行なわれていたのである。

大阪や京都では、1960年頃の部落解放運動を背景に、障害児保育が早い段階で行なわれていた（堀1997、p.372-374）。それは、ノーマライゼーションや反差別人権の視点に立った部落解放運動の思想や理念が、一定程度広まっていたことが関係しているという。このように1960年代における一部の幼稚園や保育所での障害児保育の試みは、1970年代になるに連れて全国的に知られるようになり、やがて統合保育の要求へと広がっていく。

4. 1970年代における障害児保育の展開

4-1. 特殊教育諸学校幼稚部

3-1では、1950年代から1960年代を通じて、特殊教育諸学校幼稚部は、各都道府県に平均すると数校程度しか存在しておらず、障害児保育の実施機関としては不十分であったことを確認した。この状況を考慮した文部省は、1972年に「特殊教育諸学校幼稚部学級設置10年計画」を策定した。これにより、1970年代において、特殊教育諸学校で幼稚部が設置されていった。

しかしながら、実際には、1970年代においても、特殊教育諸学校幼稚部の設置や在籍児数は、十分には増加していない。澤田（2009、p.171）によれば、1977年における全国の養護学校（分校を含める）の総数455校中幼稚部を設置している学校は24校（5%）に留まり、47都道府県のうち幼稚部がなかったのは36道府県あったという。こうした状況から特殊教育諸学校幼稚部は、障害児保育の主要な担い手とはなり得なかったようである。

4-2. 療育施設

特殊教育諸学校幼稚部の設置は、十分に進まなかったが、療育施設は、小規模ながら草の根の実践が継続され、1970年代に入ると、幼児の療育の場が公的に保障されることとなった。1972年に厚生省が「心身障害児通園事業実施要綱」を策定したのである。この「心身障害児通園事業実施要綱」では、その目的を「市町村が通園の場を設けて心身に障害のある児童に対し通園の方法により指導を行ない、地域社会が一体となってその育成を助長すること」としている。そしてその対象を「精神薄弱、肢体不自由、もう、ろうあ等の障害を有し、通園による指導になじむ幼児」とした。つまり、この「要綱」において、就学前の障害幼児も通

園制の療育施設に通うことが可能になり、また、その親子が居住する地域に、療育施設が設置されることが定められたのである。その意味で、「制度的に一步進んだもの」であった（鯨岡2009、p.177）。

しかし、この事業では、補助金が障害児20名に対して職員3名分の人件費しか支給されず、それ以外の事業運営費等の補助が得られないというものであった。それゆえ、結果的に、小規模な自治体でこの事業を進めていくことは難しく、比較的大きな自治体が、通園事業を実施するか、既存の通園施設に委託して進めることになったのである。

さらに、より注目すべきは、この事業では、重度の障害児に対する保育に重点が置かれるようになっていたという点である。1973年当時の障害幼児の療育の状況について、厚生白書（1974）は、「障害児の療育指導は、現在、心身障害児通園事業等により行われているが、軽度の障害児については、一般児童とともに保育を行うことが児童の成長に望ましい場合もあるので、今後保育所においても軽度の障害児の保育を行なうべきかどうかについて検討していく必要がある」と記している。

すなわち、「この時点では国としても保育所における障害児保育を念頭に入れておいて、心身障害児通園事業は障害の重い幼児を、保育所では障害の軽い子どもの保育を担う場所として想定し、障害程度に応じた保育を地域のなかで展開することを考えていた」ことがうかがえる（鯨岡2009、p.178）。

4.3. 幼稚園・保育所

1960年代後半以降、徐々に一般の幼稚園や保育所で障害児の受け入れが行なわれるようになったことは既に確認した通りである。そして1970年代に入ると、療育施設と同様に、一般の幼稚園や保育所における障害児保育にかんする法令が整備された⁽⁵⁾。

幼稚園での障害児保育に関して、文部省は、1974年に「心身障害児幼稚園助成事業補助金交付要綱」（公立幼稚園用）と「私立幼稚園特殊教育費国庫補助金制度」を公布した。これにより、幼稚園での障害児の受け入れに対する公的な保障が確定したのである。しかし、その中身は、幼稚園の基本的な教育方針に沿って策定されたことから、障害児保育を別立てで実践するというものであった。つまり、障害児のための保育、すなわち分離保育の形式がとられることとなった（柴崎2004、pp.179-180）。

一方、保育所の障害児保育については、まず、1973年に東京都児童福祉審議会が「当面する保育問題について」（答申）において、また、同年、中央児童審議会が「当面すべき児童福祉対策について」（中間答申）の中で、「障害児を健全児と共に保育すること」、すなわち、統合保育の必要性を提言した。それを踏まえて、厚生省は、1974年に「障害児保育事業実施要綱」を公布する。これをもって、保育所の障害児保育が制度的に認められた。「実施要綱」では、入所対象の年齢が「おおむね四歳以上」で「障害の程度が軽」い子どもと明確化された。その後、1978年になると受け入れ対象を拡大するために、「保育所における障害児の受け入れについて」の通知を出し、修正・変更が加えられた（1974年の「実施要綱」は廃止された）。この「障害児の受け入れについて」では、三歳児未満でも入所可能となり、更に「一般的に中程度まで」の障害児も入所可能になった。こうして、1970年代の一般の幼稚園や保育所では、内容に違いはあるものの、障害のある幼児の保育が制度的に位置づけられた。このことは、1960年代頃に比べれば、大きな前進であった。

5. 考察

本稿では、1950年代から1970年代における障害児保育の成立と展開について概観してきた。特に、特殊教育諸学校幼稚部、療育施設、一般の幼稚園・保育所に焦点をあてた。それぞれがどのような状況にあったのかを整理し、以下の図1にまとめた。

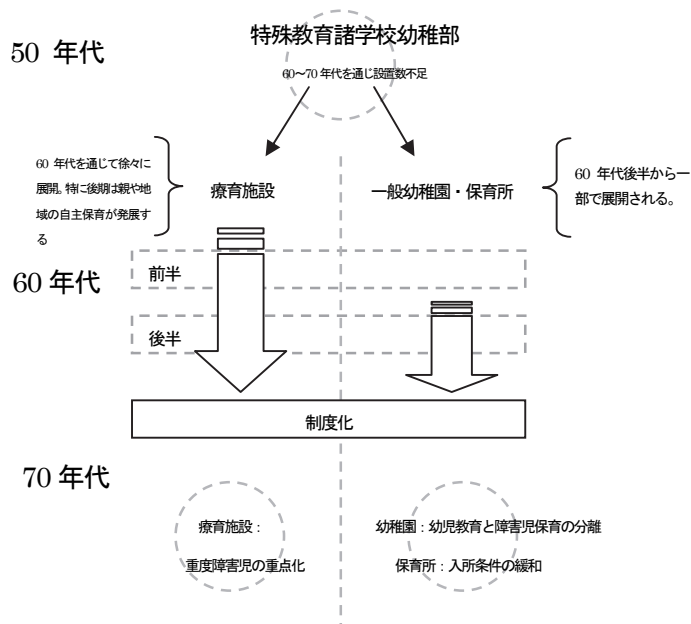


図1 【1950年代から1970年代における障害児保育の展開】

1950年代から1960年代中頃まで、障害幼児に対する保育の場は、いずれも不十分な状況にあった。戦後まもなく制度化された特殊教育諸学校幼稚部であるが、そのニーズとは裏腹に、設置数が少ない状況が、1960年代、1970年代を通じて見られた。このような状況を背景に、1960年代前半は、療育施設で幼児を受け入れる試みがなされ、1960年代後半には、障害児をもつ親が中心となって各地で自主的に保育の場を開いたりするようになった。また、一般の幼稚園や保育所でも、一部の地域で障害児の受け入れが実施されるようになっていった。

1970年代において、特殊教育諸学校幼稚部の設置は、依然として十分に進まなかった。一方、療育施設や一般の幼稚園・保育所では、公的な保障が受けられるようになり、障害幼児の保育の場が確保されることとなった。このことは、障害児の保育の場が十分ではなかった1950年代や1960年代に比べると、大きな前進であったといえる。しかし実際には、重度の障害児は療育施設へ、軽度の障害児は一般の幼稚園・保育所へとこの障害の程度による水路付けの仕組みが確立されたといえる。

最後に、紙幅の関係上、十分に記述できなかった課題について二点触れておく。一つ目として、1960年代後半頃に、全国に先駆けて保育所での障害児保育を行っていた関西地域の取り組みについて、今後より詳細に明らかにしていく必要がある。二つ目として、諸施設での障害児保育の実践が蓄積されていくが、とりわけ「発達」概念が、1970年代以降、現在の障害児保育においてどのように影響を与えているのかを経験的な方法によって明らかにしていく必要があるだろう。なぜなら、今日試みられている発達検査や診断の背景には、たとえば、近江学園で生成された「発達保障」概念などの影響があると思われるからである。

【注】

- (1) 1950年・1960年・1970年における「全国の障害児学校数と幼稚部在籍児数の推移」について記しておく（文部省、1978）。
 1950年度：盲学校76校中7名、聾学校82校中315名、養護学校3校中（-）名。
 1960年度：盲学校76校中9名、聾学校103校中574名、養護学校46校中11名。
 1970年度：盲学校75校中83名、聾学校108校中1740名、養護学校中239校（知的障害101、肢体不自由98、病弱40）中38名（知的障害28、肢体不自由8、病弱2）。
- (2) 糸賀一雄らによって1946年に創設された療育施設である（糸賀1965）。
- (3) 例えば、1950年に多摩緑成会整育園や群馬整枝療護園、翌1951年には東京に整肢療護園が開設されるなど、1955年までに全国各地に17か所の肢体不自由児施設が開設されている（柴崎2002、p.103、柴崎2004、p.79）。
- (4) 1965年に、「知恵遅れ」の幼児の通園施設として日本社会事業大学付属いたる学園が設立される。同年に、小金井市手をつなぐ親の会が発足し、障害幼児の自主保育が開始されている。同会は、1968年には市の施設を利用して幼児グループ指導として展開し、1975年にピノキオ幼児園という保育施設まで発展している（柴崎1997、p.675、柴崎2004、pp.82-83）。
- (5) 統合保育の実践が各地で行なわれるようになった際のモデルとして、その当時全国的に注目されたのは、3-3で触れた1973年に滋賀県大津市でスタートした全障害児保育であったようである（翌年に「障害児乳幼児対策1974大津方式」として制度化される）。

【参考文献】

- 林信二郎・岡崎友典 2004 『幼児の教育と保育』放送大学教育振興会。
 堀智晴 2004 『障害のある子の保育・教育—特別支援教育でなくインクルーシブ教育へ』明石書店。
 堀正嗣 1997 『障害児教育のパラダイム転換—統合教育への理論研究—』明石書店。
 石毛鏡子 1979 「保育行政にみる障害児差別」『福祉労働』現代書館、152-170頁。
 糸賀一雄 1965 『この子らを世の光に：近江学園二十年の願い』柏樹社。
 鯨岡峻 2009 『障害児保育』ミネルヴァ書房。
 厚生省 1974 『厚生白書』大蔵省印刷局。
 大泉博 1976 「戦後日本の障害児保育問題の展開」『障害者問題研究』6、69-81頁。
 文部省 1978 『特殊教育百年史』東洋出版者。
 澤田英三 2009 「制度化以前の保育所における障害児保育についての事例報告」『安田女子大学紀要』37、169-178頁。
 柴崎正行 1997 「統合保育の歴史」『保健の科学』39（10）、673-677頁。
 柴崎正行 2002 「わが国における障害幼児の教育と療育に関する歴史の変遷について」『東京家政大学研究紀要』42（1）、101-105頁。
 柴崎正行・長崎勤・本郷一夫編 2004 『障害児保育』同文書院。
 牛島義友 1959 『乳幼児精神発達法』金子書房。
 全国障害者問題研究会編 1997 『全障研30年史』全国障害者問題研究会出版会。

The Historical Development of Childcare for Children with Special Needs from the 1950s to the 1970s in Japan

SUETSUGU Yuka

In this paper, I reviewed the historical development of children with special needs for childcare, from the 1950s to the 1970s in Japan. I particularly focused on a nursery in a special-needs school, a disabled center, and a general nursery school, as the primary nursery institutions. In conclusion, from the postwar years to the 1970s, tracking systems were developed to determine a child's degree of disability, so that the severely disabled children went to disabled centers, while the children with mild disabilities attended general nursery schools.